

文学研究論集第49号 '18・9

研究論集委員会 受付日 二〇一八年四月二十日

承認日 二〇一八年五月二十八日

撰関期における左右近衛府下級官人の様相

A Lower-level official's aspect in the left and right divisions of the Inner Palace Guards in the Age of the Regents.

博士前期課程 史学専攻 二〇一七年度入学

中 島 皓 輝

NAKAJIMA Kouki

【論文要旨】

従来の研究では、撰関期における左右近衛府の働きについて元来の治安維持機能を喪失し、意味をなさないものとされてきた。しかしながら、『小右記』に見られる藤原実資の活動からは、当該期の近衛府が様々な場面で働いており、その都度多くの下級官人が立ち働いている姿が見て取れる。本稿では彼らについて、当該期の古記録から個人レベルでの検討を行った。その結果、これらは多様な氏族により構成されてお

り、大きくは文官的・武官的なものに二分される働きのいずれかを担っていた。また、それぞれの分野での働きによって評価され、昇任を重ねていったと見られ、未だ少数の氏族に優位性が偏っているとは言えない状況であった。しかしその一方で、後に各氏族間の勢力に大きな差異を生むこととなる、專業化への兆候も示されはじめており、当該期の下級官人たちの全体的な様相としては、前代的なものと同代的なものが併存する、過渡期的な状態を示すものであったと見られる。

【キーワード】 撰関期・左右近衛府・下級官職・氏族・武芸

せりげ

古代における官司制度は、令制以前より漸次整備が進められ、大宝元年(七〇二)の大宝律令の施行により、律令的な官司機構が整備された。その後、天平宝字元年(七五七)に施行された養老律令により一部が改められて以降は、新たな令は定められず、必要に応じて格による改変を加えられながら、時代に合わせた形へと変化していった。

こうした流れは、天皇および内裏を守護する衛府においても同様であった。令制以前より警護を務める役割の者達は存在していたが、大宝令制により、衛門府・左右衛士府・左右兵衛府からなる五衛府制度が確立する。その後の養老令においてもこの体制は基本的に維持されたが、一方で奈良朝における政情不安からは、天皇個人を守護する役割をより強く打ち出した授刀舎人が登場し、更にここから発展した中衛府や授刀衛

(後に近衛府)などが相次いで新設された。これらにより一時は八つの衛府が併置されるようになっていたが、平安時代に入ると、大同年間の官司の統廃合に伴い衛府官司も整理され、左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府による六衛府体制が成立することとなる。

これら六衛府の働きを巡っては様々な検討がなされているが、特に本稿で扱う左右近衛府については、笹山晴生氏の研究による成果が大きい。同氏は撰関期における状況について、近衛府の上級官職が貴族が公卿へ出世するための最短コースに含まれたことで、働きに実質を伴わなくなっていく、また下級官人の側でも特定の公卿への接近を強めるとともに、儀式内での芸能を主として行うようになっていっており、本来期待されていた警察機能が「形骸化・末梢化」し、官司としての統一の機能を失ったものとみなした。⁽¹⁾

しかしながら現在ではこの見解について、大きく二つの面から見直しが図られている。一つは宮中で行われる数多くの年中行事において運営・演出の面で大きな役割を担った、「儀礼演出機関」としての働きを重視する見方である。府務運営の在り方への理解の深化からは、近衛大將のもと、府を挙げて運営に携わっている姿が明らかにされている。⁽²⁾

もう一つは、検非違使や滝口などが相次いで成立したのちも、近衛府の治安維持機能は完全には失われておらず、下級官人を中心に警衛が行われたとする見方である。特に撰関期においては、「夜行」の実態解明などが行われている。⁽³⁾

このように様々な検討の存在する衛府研究であるが、一方で従来あまり取り上げられてこなかった視点として、下級官人の動向に注目するも

のがある。近衛府下級官人についての研究は先行するものはあるものの⁽⁴⁾数が少なく、それらについても特に際立った働きを取り扱ったものと多くと見られ、全容の解明に向けてはまだまだ検討が必要であると考えられる。

そこで本稿では、撰関期の左右近衛府について視点を下級官人に向けて検討を行っていく。史料制約の大きい検討ではあるが、その中でも特に多くの記載が残る藤原実資の『小右記』を中心とした古記録を取り上げ、そこに見える実態から考察を進めていくこととする。具体的には下級官人層について、構成する氏族と彼らに求められた資質という面から迫ることで、どのような人物が所属していたのかという点についてみていく。

近衛府が担ったと考えられる様々な働きにおいて、指示を出すのは上級官人であったが、実際に現場で動くのは下級官人であった。彼らの様相を把握することをせずに近衛府全体の働きを考えることは、一方向的な検討に終わり十分な検討とはいえないと考えられる。本稿はこれまでの衛府研究であまり触れられてこなかった下級官人の動向を詳細に扱うことで、撰関期の近衛府について具体的に理解することを目的としており、衛府制度全体をより正確に把握するという点に寄与するものであると考えている。

一、衛府の下級官職について

本稿で扱う「下級官人」とは、各衛府の判官以下の職にある者のことを指す。平安中期の古記録からうかがわれる近衛府における名称として

は将監・将曹・府生・番長・案主・府掌・近衛(舍人)がこれに該当する。なお、医師については今回の検討からは除くものとする。

これらのうちのほとんどは、左右近衛府それぞれの前身官司である近衛府・中衛府設置の格に見え、すでに奈良時代から存在していたことが確認される。

【史料一】狩野文庫本『類聚三代格』神龜五年(七二八)七月廿一日格

勅 中衛府

大将一人。〈従四位上官〉。中将一人。〈従四位下官〉。少将二人。

〈正五位下官〉。将監四人。〈従六上官〉。将曹四人。〈従七位下官〉。

医師二人。府生六人。番長六人。中衛四百人。使部卅人。直丁二人。

右、官員令外特置。常在^二大内^一、以備^二周衛^一。其考選禄料善最等、一准^二兵衛府^一。其府生者、帯剣上下、補曹不^レ定。准^二文官史生^一与^レ考。即固^二左右衛門府主師^一給^レ禄、如^レ有立仗者、執^レ兵立^レ陣。余五衛府府生准^レ此、宜付^二所司^一永為^二常員^一。

神龜五年七月廿一日

しかしその一方で、平安中期の古記録に見られる府掌や案主といったような職はここでは見られない。将官の官位の変化や設置の有無についてはすでに先行の論があるが、下級官職の変遷について触れたものはない。そこでこれら下級官人のうち府生以下について、設置当時の史料には見えないものの平安中期には確認されている職を中心に、設置の時期

や撰関期時点での働きについて考えていく。

なお、将監・将曹についてはまた別に扱うべき問題があると考えられることや、本稿で扱う官人の大半が府生以下であることから、稿を改めて考察を行いたい。

まず近衛府中、最も下の地位にあたるのは近衛舍人または近衛と呼ばれる者たちである。定員は右近衛府の前身である中衛府設置時は、四百人であった。大同三年(八〇八)七月に一度三百人に減員されるも、弘仁元年(八一〇)に四百名に復帰する。『延喜式』段階においては、左右各六〇〇名となっている。また、任用規定については兵部省式に規定されている。

【史料二】延喜兵部省式34近衛兵衛条

凡近衛、兵衛者、本府簡試。省并式部位子、留省、勲位等使^レ習^二弓馬^一者、奏聞補^レ之。若蔭子孫情願者、亦准^レ此。其外考及白丁異能者、京職諸国具^レ状申^二送官^一。官下^二衛府^一試之、竝得^二及第一、具録奏聞。〈若自進者亦准^レ此〉。即遣^二勅使^一覆試。及第同署更奏、然後補之。其遭^レ喪解任、服闋願^レ仕者、本府奏聞、訖副^二奏文^一以移^二送省^一。

また、近衛の中には、節会の一つである相撲節会において、相撲を披露する相撲人や、楽を奏する楽人の中からも補される者がいたことが、『北山抄』内の「大将儀」から知られる。これによれば、彼らについての奏文は相撲召合の日の早旦に修され、次将によって奏されることにな

っていた。実例としては『小右記』には、五例が見られる。⁽⁷⁾ そのうち、万寿四年（一〇二八）七月二十六日条について見ていくと、この日は三人についての「擬近奏」がもたらされており、実資は「朝臣」の署を加えている。なお、この日は相撲召合が行われており、儀式書の記載通り、当日の朝に行われていることが確認される。実際に相撲人で近衛になった人物として梶高平・越智富永らが見える。

次いで検討するのは、近衛の一つ上の地位と考えられる府掌・案主についてである。これら二つは先述の通り、奈良時代の史料には見ることもできない名称であるため、それぞれに関してより詳細に検討していく。

まず府掌についてである。「府掌」の語に関しては、六国史中では三件の事例が確認される。このうち『続日本後紀』承和十年（八四三）九月甲辰条、『日本三代実録』貞観十一年（八六九）二月戊申条については、いずれも陸奥鎮守府の「府掌」についての記載である。『続日本後紀』ではこの時陸奥鎮守府に初めて設置されたことが、『日本三代実録』からはこの時点から職田を給することが決まったことがそれぞれわかる。なお、後者に関しては同様の内容の格が『類聚三代格』にも確認することができ、同格によればこれら鎮守府府掌の役割は、諸国におかれた国掌と同様とされている。

【史料三】『類聚三代格』貞観十一年二月廿日官符

右得^二陸奥国解^一備、鎮守府牒備、檢^二案内^一、依^二太政官承和十年九月十九日符^一、准^レ国、置^二府掌二員^一。夫府掌之職府国惟同。而久経^二年祀^一未^レ給^二職田^一。望請、准^レ国被^レ給^二件田^一者。国依^二牒

状^一。謹請^二官裁^一者。中納言兼左近衛大将從三位行陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣。奉^レ勅。依^レ請。

貞観十一年二月廿日

一方で、近衛府官人としての府掌は、『三代実録』元慶五年（八八一）正月是月条の記事が初見となる。

【史料四】『日本三代実録』元慶五年（八八一）正月是月条

正月丁丑。（中略）是月。諸衛陣多^二恠異^一。右近衛陣、大将以下将曹已上座、狐頻遺^レ尿。府掌下毛野安世宿侍陣座狐擲^二其上^一。（後略）

これらに類似の職としては、令制では太政官と八省に設けられていた左右官掌と省掌が挙げられ、その職掌はそれぞれの令規定から広く雑務を担当した庶務係と見られる。⁽⁸⁾ また延喜式制では、式部省式に台掌・職掌・坊掌・寮掌・使掌・司掌の存在が見えている。⁽⁹⁾ これらのうち、最も早く確認される設置の例は弘仁元年（八一〇）設置の彈正台掌で、ほぼ同時期に東宮坊掌・左右京職掌等が設置されている。⁽¹⁰⁾ また寮掌については承和二年（八三五）の木工寮への設置が初見となり、⁽¹¹⁾ 十世紀半ばに至るまでに設置官司が順次拡大されていたことが見てとれる。役割については、官掌・省掌と併記されていることから、同様の働きを担っていたと見られる。

また式部省式では挙げられていないものの、その名称からは国掌もこ

れらと同様の職であると考えられる。初見は『日本三代実録』貞観十年（八六八）年十月戊子条に「志摩」国掌秦貞雄が見えるものである。同十二年（八七〇）中にのべ八か国への設置が見え、元慶二年（八七八）九月乙巳条には佐渡国への設置が確認される。

この貞観・元慶期は国掌のほかに、寮掌の設置が多く見られる時期でもあり、掌類の拡充が集中的に図られた時期であると見られる。衛府の府掌が元慶期に初めて見えることから、この拡充期に設置されたとも推測される。

次いで案主についてである。こちらも令規定にある職ではないが、早く奈良時代には写経所に置かれており、また『類聚符宣抄』延暦九年（七九〇）内侍宣では、少納言に対して「進奏之紙」には「精好」なものを用的ことが求められているが、これは「当番案主」が心がけることと見えている。案主は様々な官司に置かれ、書類の取り扱いに関わる職であった。

【史料五】『類聚符宣抄』第六 少納言職掌事

応_レ勸_二内案_一事

内侍宣、有_レ勸。進奏之紙、臭悪者多。自今以後、簡_二清好_一者、
応_レ充_二奏紙_一。若不_二改正_一、執奏之少納言必罪_レ之者。当番案主、
宜_二知_レ意勸_レ之、不_レ可_二遺忘_一。

延暦九年四月十五日

衛府に所属するものの事例としては、延喜左右衛門府式19左京非違条

に見られる、検非違使の中の案主がある。その職掌に関しては『政事要略』所引の天曆六年（九五二）十一月二十八日の検非違使别当宣内の「案主長」と同様であると見られる。ここからはその職掌が「使庁文」を掌る職であり、これに就く者がいないために「文書紛失」という事態が起こってしまったということが読み取れ、衛府の中にあっても、案主の職掌は他の官司と同じく書類の管理にあったことがわかる。

【史料六】『政事要略』卷六十一 糺彈雜事 検非違使雜事上

被_二別当宣_一云、案主長、是可_下掌_二使庁文_一以伝_上者也。非_レ有_二才用_一、難_レ可_二勤仕_一。如_レ聞者、依_レ無_二其人_一、不_レ置_二件職_一、文書紛失、事自懈緩。宜_乙以下左右門部有_二才幹_一者一人上、為_二件公文之預_一、令_甲得_二勸抛_一之使_一者。

天曆六年十一月二十八日

左衛門少志笛有忠（奉）

次いで、府掌と案主の立場の関係性についてみていく。その働きの内容を考えれば、双方はいずれも官司一般に見られる職であると考えられ、両方が同一記述内に登場する事例は多くない。その中でも『小右記』長元二年（一〇二九）八月九日条の相撲節の還饗に着目すると、ここにおける官人たちへの禄のうち、府掌・案主が共に布「三段」であったことが見える。ここからは両者が同等の立場であったことが推察される。そして、近衛舎人との関係を含め、昇進の過程について理解できる事例としては、『小右記』と『御堂関白記』の両方に記載のある、長和二年

(一〇一三) 七月二十二日の記事が好例となる。【史料七・八】

【史料七】『小右記』長和二年(一〇一三) 七月二十二日条

二十二日、壬子、(中略) 中将雅通来、(中略) 伝左府御消息云、
隨身近衛下毛野公時可補物節一。為召仕番長为重死闕替一者、
予問云、番長歟、将案主・府掌間如何。云、不承左右一者。一日
参入之次有此事一。先年有起請一、是一度以近衛一不補三番
長一事也。以此旨一申左相府一。答云、府掌有何事一者。抑隨又
又命下可仰下一之由上。(後略)

【史料八】『御堂関白記』長和二年(一〇一三) 七月二十二日条

廿二日、壬子、午上雨下甚。以雅通一、遣消息右大将許一。物
節隨身为重可替仕一、近衛公時被補物節一如何。即雅通還来
云、大将申、先日承仰、早可補三府掌一者。(後略)

双方の記述内容は記主の立場の違いにより若干の差が感じられるが、これらによれば道長は当初自身の隨身であった下毛野公時を、物節の中の番長を務めていた隨身多為重の死欠の替わりとして、物節のいずれかに補任することを求めた。直接的な交代であれば公時は番長となるところであるが、これに対し実資は「先年」の起請により近衛から直接番長に補任することはできないことになっている旨を伝え、府掌・案主のいずれかに補任することを提案している。これを受け道長は公時を府掌にすることを求め実資がそれを受け入れることで解決している。

本条からは、最下級の近衛から番長になるためには、一度府掌か案主を経験することが必要となったこと、府掌・案主が近衛と番長の間に位置する職であること、そして府掌・案主が並列されていることから双方が同等の地位であることが分かる。なお近衛から府掌か案主いずれかを選択して昇任するという事例は、他にも紀基武、下毛野公安の場合にも見られ、両名とも府掌となっている⁽¹³⁾。

前述のように府掌・案主は同等の地位と考えられるが、案主の立場として登場する者は『小右記』内だけを見ても府掌に比べ、非常に少ない。このことは儀式書内を見ても同様で、府掌の動きを示す記述はあっても、案主の動きを示すものは一切見られない。これは、書類管理が主な仕事となる案主に対し、府掌は庶務という形で様々な仕事に従事することができるといふ、両者の性格の違いに起因すると見られる。儀式等に参加すれば賜祿に預かることもできたはずであるので、府掌の方がより補任を求められた地位であったと考えられる。

最後に府掌・案主の府内での位置づけについて考えていきたい。

延喜左右近衛府式においては、番長や近衛の人数や与えられる料を示す記載はあるが、府掌や案主に関する規定は見えない。これらは『延喜式』編纂段階にはすでに存在していたと見られるため、府掌・案主の待遇などが番長か近衛のいずれかと同様であり、それらに関する規定が適用されていたということが考えられる。この点については近衛府下級官人の働きの一つであり、公卿の護衛を行った隨身から考えていきたい。

『小右記』内には「隨身府掌」といった言葉が散見され、これは文字通り、府掌の立場で隨身を務めているということである。しかし、『北

山抄』内の記述によれば、隨身を務める者は下級官人中、府生・番長・近衛の立場にある者で、府掌は含まれていない。⁽¹⁵⁾『小右記』と『北山抄』は同時代の史料であるため、両者の食い違いは同時に理解する必要がある。ここでは、前掲の【史料七・八】から府掌が番長より下位であることが知られるため、近衛の中に府掌が含まれるものと見るべきと考えられる。すなわち、近衛府の府掌とは近衛舎人の中において、数名の限られた者に与えられた地位であり、なんらかの優位性をもって存在していたと見られる。また、「先年」の起請以降は、番長候補者ともいえるべき性格を有することとなったとも考えられる。なお案主に関して府掌と同等の立場として扱われていることから、こちらも近衛舎人の内の数名から任じられたものと考えられる。

では次に、先掲の史料中に登場する「物節」について見ていく。物節は多くの場合、「近衛舎人の中で東遊に長じた者」と説明されるが、すでに佐々木恵介氏の論にも指摘されているように、⁽¹⁷⁾これは一条兼良の『花鳥余情』の中に登場する記述に基づくものであり、⁽¹⁸⁾実際は番長・府掌・案主の総称であると考えられる。その根拠の一つとしては、『小右記』長和三年（一〇一四）十二月二日条が挙げられる。

【史料九】『小右記』長和三年（一〇一四）十二月二日条

二日、庚寅、（前略）又遣^二物節不仕勘文并見任者年勞上日粮使等勘文^一、但不^レ仕者中、番長日下部有延・六人部吉通・案主多為孝・府掌六人部信通数年不^レ仕、仍可^レ補^二其替^一。（後略）

ここでは「物節」という表現の中で、実際にこの三者が含まれていることが見える。また、近衛舎人に限らず、他の衛府にも同様の形態で存在するものであることは、『本朝世紀』内の記述に「諸衛物節」とあり、⁽¹⁹⁾これらが衛門府番長・兵衛府番長を含んでいることから理解される。

次いで、番長について検討していく。先述のように「先年」の起請以降は近衛から選ばれることはなくなり、府掌・案主から昇任することが一般的となったようである。案主については府掌に比べ実例が乏しく明確には分からないが、同時期の兵衛府に案主代から番長に昇任されることを求め、かつ案主代と番長の兼任を申し出ている例が見られるため、⁽²⁰⁾近衛府にあっても、昇任や兼任をしていた者がいた可能性はあると考えられる。

延喜左右近衛式59大衣条によれば、番長は八名となっており、奈良時代と比較し十世紀段階での定員増加が見られる。同条から笹山氏は近衛六〇〇名の内、二〇〇名が長上で四〇〇名が番上であると述べた。⁽²¹⁾これに従えば、番長も番上であったと考えられる。ただし、その一方で、同式52長上番長条によれば、番長は長上と共に本来の内裏警衛以外に遣わされることが禁じられており、同じ番上官であっても近衛舎人と間に扱われる差が存在することが見える。

撰関期において、番上であるかどうかは必ずしも明確ではないが、近衛（府掌・案主）に比べ、一段上の地位である番長への就任が強く求められたものであったことが、下毛野公時に対しての迅速な展開の事例などからうかがえる。⁽²²⁾

最後に府生についてみていく。その立場については、神亀元年（七二

四)の中衛府設置の際の勅【前掲史料一】に詳しい。府生は考を文官における史生に、禄を左右衛門府における主帥にそれぞれ准じて行なうことが規定されており、他の衛府についてもこれと同様に行うことが定められている。役割としては文官の史生が「公文を繕写し、文案に行署せむ」⁽²³⁾とあることに對し、陣を引くことなどが定められている。

撰関期段階の働きについては、儀式書の記述に見ることが出来る「引陣」に關与していることが推測される他、古記録からは儀礼公演準備等の府務を担い、大将と次将の間の定文等のやり取りの取り次ぎを行っている姿などが散見される。

以上、相当位階を持たない職についての検討を行ってきた。いずれの職についても撰関期段階までに規模の拡大が見られ、近衛府が關与する領域が拡大していく過程が理解される。正確な時期こそ不明であるが、府掌・案主の設置はこうした様相を背景に行われたものと考えられる。次いで、これらの下級官職に任じられた人々について見ていく。

二、下級官人層を構成する氏族

撰関期の下級官人の中でも、言及されることの多いものとして下毛野氏の存在がある。彼らはその多くが競馬や舞樂に長じ、道長に「左右近衛府の中で第一の者である」と評された⁽²⁴⁾下毛野公時など、著名な者を輩出した一族である。加えて、彼らの内の多くは公時と同じく藤原道長・頼通との關係が深いことでも知られる。また、競馬の技術に秀でたものとして播磨氏があり、他にも秦氏・中臣氏などが代表的なものとして語られることが多くある。舞樂の分野では、後に樂家としての立場を確立

させていく多氏・狛氏がこのころからおり、彼らのような後の時代においても活躍が顯著であった少数の氏族によって、当該期の下級官人の活躍の大半が占められていたように見られることが少なくない。しかし、『小右記』を始めとする同時代の古記録を見ると、必ずしも彼らだけが立ち働いていたわけではないことも見えてくる。

こうしたことから下級官人の様相を検討するにあたり、どのような人々によって構成されていたかについて、可能限り正確に、個々人のレベルで把握することが必要であると考えられる。

すでにこの点については、笹山氏の調査があるが、⁽²⁵⁾同氏の検討は、左右近衛府制が成立した大同二年(八〇七)から、長保二年(一〇〇〇)までを対象としており、本稿が扱う撰関期については、長保三年(一〇〇一)以降が未検討となっている。

そこで本章では、『小右記』にみられる下級官人と、それぞれが任じられていた職について調査を行った【表①】。対象となる期間は、一部笹山氏の検討と重なるが、現在『小右記』が残る天元五年(九八二)から長元五年(一〇三二)までとした。日記という形態上記主の興味関心に左右されるという制約をもち、必ずしも当該期のすべて官人の様子を伝えているとはいえないが、その一端を示すものとして有効であると考えられる。

この結果、当時活動していた者たちとして、左近衛府からは四十八名が、右近衛府からは一四六名が検出された。また、これらの中から氏族名が判明する者を見ていくと、右近衛府では一一九名で五十一の氏族が、左近衛府では三十三名で二十三の氏族が検出されている。なお、右

【表①-1】『小右記』に見える左近衛府下級官人

No.	氏名	氏族	記録上見える職	備考
1	榎本季理	榎本	府生/将曹	
2	大石久遠	大石	府生/将曹	
3	岡田信遠	岡田	番長	
4	尾張兼時	尾張	将曹	
5	尾張時頼		番長/府生	
6	上道佐命	上道	将監	
7	輕部公友	輕部	将監	
8	日下部清武	日下部	番長/府生	
9	狛 光高	狛	将曹/将監	
10	下毛野光成	下毛野	近衛	
11	菅原忠時	菅原	将監	
12	雀部是国(惟国)	雀部	府生	
13	長 致忠	長	近衛/番長	
14	間人惟武	間人	将曹	
15	御春清助	御春	将曹	
16	秦 氏則	秦	番長/府生	
17	秦 延命		府生/将曹	
18	秦 親年		番長	右近衛府 No. 81「近年」と同一カ
19	秦 為国		府生/将曹	
20	秦 武重		番長/府生	
21	藤原親国	藤原	将監	
22	藤原頼□		将監	
23	古部是総	古部	近衛/府掌	
24	茨田弘近	茨田	番長/府生	重方子
25	茨田重方		将監	
26	茨田為弘		府生/将曹	
27	源 重季	源	将監	
28	源 為規		将監	
29	三宅滋明	三宅	将曹	
30	宗岡高兼	宗岡	将曹	
31	物部武吉	物部	番長カ/将監	
32	物部武仁		府生	
33	八俣部重種	八俣部	将曹	
34	(不詳)一成	(不詳)	近衛	
35	(不詳)吉真	(不詳)	将監	
36	(不詳)近則	(不詳)	番長	
37	(不詳)兼光	(不詳)	番長/府生	
38	(不詳)助通	(不詳)	将監	
39	(不詳)時国	(不詳)	将曹	
40	(不詳)豊貞	(不詳)	近衛	
41	(不詳)久明	(不詳)	府生	
42	(不詳)久友	(不詳)	府生/将曹	
43	(不詳)百行	(不詳)	番長	
44	(不詳)武数	(不詳)	将曹	
45	(不詳)武則	(不詳)	府生	
46	(不詳)武友	(不詳)	番長	
47	(不詳)茂助	(不詳)	将曹	
48	(不詳)良信	(不詳)	将監	
『小右記』以前の時期の活動が見えている者				
1	尾張安居	尾張	将監	応和三年時
2	尾張遠望		将監	延喜六年時
3	佐伯真茂	佐伯	府生	応和四年時
4	小子利実	小子	将監	延長四年時
5	播磨当樹	播磨	将監	天慶八年時
6	茨田相平	茨田	府生	応和三年時/重方父

【表①-2】『小右記』に見える右近衛府下級官人

No.	氏名	氏族	記録上見える職	備考
1	梶 高平	梶	近衛	
2	安倍守親(守近)	安倍	近衛	
3	安倍守助		番長	
4	荒木武晴	荒木	近衛/府掌/番長/府生	
5	粟〔粟田カ〕秀蔭	粟〔粟田カ〕	将監	
6	石作忠節	石作	将監	
7	上道吉方	上道	近衛	
8	宇治可吉忠	宇治可	府生	
9	多 重隆(重孝)	多	番長/府生	
10	多 公重		近衛	
11	多 好茂		将曹	
12	多 為重		番長	
13	多 為孝		案主	
14	多 武文		将曹	
15	多 武吉		将曹	
16	多 政方(正方)		将曹	政資父
17	多 政資		近衛/番長/府生	
18	大石奉吉		大石	将曹
19	大原吉忠	大原	番長	
20	岡田藤延	岡田	案主	延友父
21	岡田延友		近衛カ	
22	越智富永	越智	近衛	
23	小野為信	小野	将監	
24	小野奉政		将曹	
25	上毛野重基	上毛野	近衛/案主	
26	上毛野利忠		番長	
27	紀 惟光	紀	府生	
28	紀 正方(政方)		府生/将曹	
29	紀 基武		近衛/府掌/番長/府生	
30	紀 保方		府生	基武父
31	清井正武	清井	府生	
32	清原助親	清原	案主	
33	日下部有延	日下部	番長	
34	日下部為行		番長/府生	
35	高 扶宣	高	府生/将監	扶武・扶任父
36	高 扶常		府掌/番長	
37	高 扶武		近衛/府掌	
38	高 扶任		近衛/「物節」	
39	高 扶明		近衛	
40	惟宗為武		惟宗	近衛/府掌/番長
41	佐伯光頼	佐伯	府生/将監	
42	酒井正武	酒井	近衛	
43	下毛野安行	下毛野	近衛	
44	下毛野公安		近衛/府掌	
45	下毛野公永		近衛	
46	下毛野公時		近衛/府掌/番長	
47	(下毛野カ)公助		府生/将曹/将監	公奉兄
48	下毛野公忠		府生	
49	下毛野公長		近衛	
50	下毛野公武		近衛/府掌/府生	
51	下毛野公奉		府生	
52	下毛野公頼		番長/府生	公利父
53	下毛野公利(公年)		近衛	
54	下毛野光重		近衛	
55	下毛野光武		近衛/府掌/番長/府生	左近衛舍人カ
56	(下毛野カ)助宣		将曹	
57	下毛野文義		番長	

No.	氏名	氏族	記録上見える職	備考
58	菅原義資	菅原	将監	
59	菅原輔時		将監	
60	勝 良真	勝	番長/府生/将曹	
61	平 恒頼	平	将監	
62	平 朝親		将監	
63	平 到道		将監	
64	高志遠里	高志	近衛	
65	高階為時	高階	将監	
66	高階為善		将監	
67	高向公方	高向	番長/(府生?)	
68	玉手信頼	玉手	案主代/番長/府生	
69	民 利延	民	番長	
70	常澄兼清	常澄	案主	
71	伴 弘兼	伴	番長	
72	伴 守武		近衛	
73	内蔵千武	内蔵	番長	
74	中臣嘉数	中臣	府生/将曹	
75	中臣嘉武		将監	
76	錦 正吉	錦	近衛	
77	長谷部兼行	長谷部	番長/府生	
78	秦 氏方	秦	番長	
79	秦 吉正		近衛	
80	秦 興蔚		将曹/将監	
81	秦 近年(親利)		近衛	左近衛府 No. 17「親年」と同一カ
82	秦 正親		府生/将曹	
83	秦 武方		番長	
84	播磨貞安(貞保)	播磨	近衛/府掌/番長	
85	播磨為雅		番長/府生	
86	播磨為利		府掌/番長	
87	播磨貞理		将監	
88	播磨保信		府生/将監	
89	藤井秋堪	藤井	近衛	
90	藤井尚貞		府掌/番長/府生	
91	葛井重頼	葛井	近衛	
92	藤原親業	藤原	将監	
93	藤原国永		将監	
94	藤原兼任		将監	
95	藤原為資		将監	
96	藤原昌時		将監	
97	藤原元頼		将監	
98	藤原頼行		将監	
99	藤原良任		将監	
100	文 是安	文	近衛/府掌	
101	源 惟頼	源	将監	
102	源 経成		将監	
103	源 遠里		将監	
104	源 能信		将監	
105	三善興光	三善	将監	
106	六人部吉通	六人部(身人部)	番長	
107	六人部信武		近衛	
108	六人部信通		府掌	
109	六人部仲重		将曹/将監	保重・保武父
110	六人部保春		将曹/将監	
111	六人部保重		番長/府生	
112	六人部保武		近衛/案主/番長/府生	
113	六人部保友		番長	

No.	氏名	氏族	記録上見える職	備考
114	宗丘高兼	宗丘	将監	
115	物部武能	物部	番長/府生	
116	物部宗時		府掌/番長	
117	令吉明	令	番長	
118	若倭部亮範	若倭部	番長/府生/将曹	
119	和気仲遠	和気	府生	
120	(不詳)有宗	(不詳)	将監	
121	(不詳)到輔		将監	
122	(不詳)延行		将監	
123	(不詳)延頼		府生	
124	(不詳)重高		府生	
125	(不詳)季高		近衛	
126	(不詳)吉貞		府生	
127	(不詳)清親		将監	
128	(不詳)公方		将曹	
129	(不詳)公高		府生/将曹	
130	(不詳)公明		府生	
131	(不詳)惟慶		将監	
132	(不詳)国行		将監	
133	(不詳)貞任		将監	
134	(不詳)資経		将監	
135	(不詳)信親		府生	
136	(不詳)直真		府生	
137	(不詳)仲述		府生	
138	(不詳)光氏		府生	
139	(不詳)博通		将監	
140	(不詳)奉良		府生	
141	(不詳)保堪		府生	
142	(不詳)守富		番長	
143	(不詳)安信		府掌	
144	(不詳)安春	府生/将曹	六人部「保春」カ	
145	(不詳)和信	番長		
146	(不詳)和忠	番長		
『小右記』以前の時期に活動していた者				
1	宇治可最手	宇治可	府生	天曆11年時
2	播磨公仲	播磨	将監	天曆11年時

【表②】 治安2年（1022年）時官人構成の想定復元
 (『小右記』参照)

将監	高 扶宣		
将曹	紀 正方		
	秦 正親		
	若倭部亮範		
府生	宇治可吉忠	長谷部兼行	
	下毛野公忠	播磨為雅	
	勝 良真	(和氣仲遠)	
番長	荒木武晴	播磨貞保(安)	
	日下部為行	六人部保重	
	高 扶武	民 利延	下毛野光武
案主/案主代	玉手信頼		
府掌	六人部保武	物部宗時	
近衛(舎人)	(県 高平)	秦 近年(親利)	
	紀 基武	藤井重頼	
	佐伯光頼	文 是安	
	下毛野安行		
不明	多 重隆…府生または将曹		
	下毛野公武…府掌又は番長		

近衛府所属官人が多いのは、実資が右近衛大将を務めていたことに起因する。

ここで検出人数の多い右近衛府について氏族の割合を見ていくと、最多は十七名が見える下毛野氏で、多氏の十名、藤原氏の九名がこれに続き、先に述べた代表的な氏族が多く見えてくる。しかしながら播磨氏や秦氏も同様に少なくない中で六人部(身人部)氏が八名、高氏が五名といったように、先述したもの以外の氏族の登場も同程度見え、関与の規模としては大きく変わらなかったと考えられる。

以上は五十年間という長いスパンで見た際の傾向であるため、次いで単独の一年の中の傾向を見ていきたい。【表②】は、比較的多くの下級官人が把握される、治安二年(一〇二二)の構成を復元したものである。

ここにおいては、全体の傾向と同じく、下毛野氏が最も多く見えているが、大多数を占める存在とは見えない。その一方でそれ以外の氏族では、六人部・高・日下部・秦・紀・播磨といった面々が同数で見えており、その規模に大きな差はないと考えられる。

また、別の観点では下毛野氏の伸長を示すものとして、同衛府内に父子などの親族関係にある者が多数見られることが大きいと考えられるが、治安二年時においては、他氏族でも将監高扶宣と番長高扶武が父子関係⁽²⁶⁾に、番長六人部保重と府掌六人部保武が兄弟関係にあることがそれぞれ判明しており、親族の併存という状態が一部の氏族に限定して見られる状態であったとは必ずしも言えないことが見える。

以上、撰関期の下級官人層を構成していた者たちを見てきたが、その

実態は多様な氏族により構成された集団であると見られ、一部の氏族が突出して優位に立っていたと言ひ難い状況であった。

三、求められた資質と昇任の関係

ここでは、【表①】から右近衛府下級官人の任官歴に注目し、まず昇任が見られる者について、実現した際の記述に注目し、昇任に預かるために必要な基準を考えていく。なお、史料については特にことわらない限り、『小右記』に拠っている。

まずは最下級の官人である近衛舍人から府掌または案主への補任についてである。先述のように、本稿では府掌・案主を近衛舍人の一形態として考える。【表①】から確認できるのは、前節の下毛野公時を含めて十一件であるが、このうち昇任の理由が確認できるのは八件で、その内訳は下毛野光武が道長の求め⁽²⁸⁾、六人部保武は「院の仰せ」に依っており⁽²⁹⁾、荒木武晴・高扶武は本人の希望⁽³⁰⁾、公安は前任者の替わりとなっており⁽³¹⁾、惟宗為武のみが賭射の矢数を理由とされていた⁽³²⁾。また、上毛野重基が成功によって唯一案主となっている⁽³³⁾。

次いで、府掌から番長への昇任については、【表①】から十件が確認できる。この内、昇任理由が明確なものは一件のみで、惟宗為武の賭射の矢数によるものであった⁽³⁴⁾。また案主代から番長へ補された事例として玉手信頼の成功によるものがある⁽³⁵⁾。

番長から府生に関しては【表①】から確認できるものが十五件あり、このうち日下部為行・荒木武晴の前任者の替わりとするもの⁽³⁶⁾、勝良真の勅命によるものがあり⁽³⁷⁾、玉手信頼は成功により権府生となっている⁽³⁸⁾。ま

た播磨為雅と六人部保重の、歩射一手を二年、騎射一手を数年それぞれ務めたことが理由とされるもの⁽³⁹⁾、怪我により儀式に出られなくなった父の代わりとして出るために昇任した多政資のもの⁽⁴⁰⁾の計七件が見られた。なお、将曹と将監についてはいずれも除目の場で決まるものであり、これまでのものとはその昇任経緯が異なるためか、これらへの昇任理由を明確に示すものは見当たらなかった。

ここまで昇任に際して理由とされるものに関していくつか事例を見てきたが、いずれも過半数を占めるほどではなく傾向を掴むまでには至らなかった。しかし、中には射術の技量を評価された者がおり、武芸の腕前が少なからず昇任に影響する様子が見られた。また本人による希望に基づくものがあり、自身に昇任の意思があるかどうかも重視されたとも考えられる。これは府生昇任の際に自身で申文を提出することになっていることに通ずるものと見られる。その一方で、公卿や皇室の後押しによるも見られ、昇任に至るまでの基準は様々設けられていたと見るべきであろう。

続いて、下級官人の中でも複数昇任を繰り返している者に注目し、『小右記』内に見られる活動から、各人が有していた技術や資質と昇任との関連を見ていく。具体的には三つ以上の職を歴任している者から、紙幅の都合上、十一名に関わる記事について詳細に分析し、公卿との関係や性向といった部分も含めて、個々人の概観を述べていく。

・荒木武晴(表①-2 No. 4)

初見は長和二年(一〇一三)二月十九日で、隨身近衛であった武晴が、

いずれか一道の相撲使となるように求めている記事である。なお、その後実際に使になったのか、またいずれの道に赴いたかは不明である。武晴が実資の隨身であることは、翌長和三年(一〇二四)五月十六日条で、三条天皇が道長の上東門第に行幸した際に行われた騎射に、武晴が出場した際に「へ余隨身」とあることから知られ、また、下って万寿四年(一〇二七)四月の記事には隨身近衛となった時期の判明する記載があり【史料十一】、実資が右近衛大将に任じられた長保三年(一〇〇一)からということになるため、初見時の際も実資の隨身であったことがわかる。

技術的な面では、長和五年(一〇一六)五月五日の近衛府真手結では「前二手」、寛仁二年(一〇一八)五月時点では、結果的に後四手に下されるものの当初は「前二手」であったことがわかる。また、番長から府生に補される際、後任候補の下毛野公安との比較では特に馬術の面で優れたものを持っていることが述べられている【史料十二】。これに関しては、長和三年(一〇一四)三月二十六日の記事に、御馬乗の数が少なくなってしまうことに対して、武晴と後述する高扶武とを留めていることから、当時からある程度の評価を与えられていることがわかる。番長になった際に一度外れてはいるものの、近衛・府掌・府生在任時はいずれも実資の隨身として活躍しており、内裏出火の報を伝えることや他の貴族への連絡を務めるなど、実資に非常に近い存在であったことがうかがえる。

【史料十一】万寿四年(一〇二七)四月十九日条

十九日、乙丑、(中略)隨身番長荒木武晴始任_二大将_一時為_二近衛隨

身_一、其後補_二番長_一、廢_二隨身_一。隨身近衛_二芳廿一年_一、番長_二七年_一、望_二申府生_一。(後略)

【史料十二】万寿四年(一〇二七)四月二十日条

廿日、庚寅、中将来云、(中略)番長者誰乎。申云、公安乎。答曰、劣_二自_二武晴_一乎。定見苦乎者。乘_二豐駕_一、多勝_二武晴_一。(後略)

・多 政資 (No. 17)

初見は万寿四年(一〇二七)正月二十九日条で、「高麗舞師近衛」から番長へ昇任したものである。前述のように、本来であれば近衛舎人から番長への直接昇任はできないはずであるので、「高麗舞師」という肩書が府掌と同等の意味を持っているものと見られる。次いで見えるのは長元三年(一〇三〇)十月一日条で、父政方に代わり舞人として儀式へ参加するために府生に補任されているものである。言及される記事は少ないものの、他とは異なる補任の状況がうかがえ、後に「楽家」として確立される多氏の特殊な立場が生じはじめていることが見える。

・紀 基武 (No. 29)⁽¹⁾

初見は長和二年(一〇一三)四月十日条で、実資の隨身を務めていた際に賀茂祭使に貸し出された馬の籠として求められたことが見える。その一方で同年九月二十一日条では行幸に不参加であったことが咎められ、府庫に入れられ隨身も交代させられている。同月二十八日には過状の提出を行っている。その他にも綾支子染衣を着ていたことにより、看

督長に捕えられそうになることや、藤原長家の隨身と鬪乱に及ぶことがあるなど問題を起すことが少なくなかった。府務については、大宰相(43)撲使としての働きや賭射で持者を務めたこと(44)、府生の時には万寿四年(二〇二七)の相撲節に際して、相撲所の官人として立ち働いていることが見える(46)。

前半においては事件に関わることが多かったものの時期が下るにつれて府務を着実にこなしている姿が見られる。儀式等への出場が見えないため射術や馬術の力量に関しては不明であり、こうした武芸の面が評価されている。されての歴任であったとは考えにくい。

・高 扶武 (No. 37)

初見は長和二年(一〇一三)七月六日条で、実資に中宮藤原妍子の出産を伝えている。武芸の面では馬芸への言及が多く、長和三年(一〇一四)三月二十六日条で御馬乗の欠員補充に選ばれ、十一月二十五日の御覧御馬では、気性の荒い馬を乗りこなした技量をたたえられ、天皇から勅禄を賜っている【史料十三】。また治安二年(一〇二二)五月二十六日に賀陽院で行われた競馬では、乗っていた馬の走りが遅かったものの、相手の播磨為雅の落馬もあり勝利し、この様子には「上下感歎」し道長・頼通からも称賛されるほどであった。加えて、翌治安三年(一〇二三)四月六日の記事では、左兵衛佐藤原経仲の御禊の前駆の籠として求められ、同月十六日の賀茂祭でも唐鞍をつけた馬の籠を務めていた。弓の腕前については、長和五年(一〇一六)・寛仁二年(一〇一八)五月の手結でいずれも後一手を務めたことが見える。

武晴と同じく、近衛舎人のころから実資の隨身となり、府掌・番長・府生と歴任するなかでも一貫して実資の隨身を務めている。また父である扶宣も実資の隨身を務めていることがわかり、父子二代にわたって実資に近侍していた。

【史料十三】長和三年(一〇一四)十一月廿五日条

廿五日、丁未、(中略)昨日御覧御馬、隨身扶武鎮三騎惣駕一、殊賜勅禄一、左府伺候御前一、再三被感。(後略)

・惟宗為武 (No. 40)

初見は万寿二年(一〇二五)三月十九日条で、土佐相撲使となっているものである。ここにおいて為武は賭射での成果を「誠に褒賞すべし」と評されている。本節冒頭でも述べたように為武は府掌・番長いずれへの昇任に関しても、賭射での活躍が理由とされている。登場記事が三件と少なく、相撲使任命、昇任の記事以外の実際の活動を知ることにはできないものの、その射術の腕前を評価され、昇任を繰り返したことは確実であると考えられる。

・下毛野公武 (No. 50)

初見は長和三年(一〇一四)十二月四日条で、物節についての定文中で府掌となっていることがわかる。武芸の腕前が見て取れるものとしては、寛仁二(一〇一八)年五月八日条で手結に関して、理由もなく下四手にされたことに対して愁いを述べ、妥当と判断した実資により同月

十一日に本手に改められている点や、翌三年（一〇一九）正月十九日条の賭射で勝利していることがあり、馬術では御馬乗に選ばれていることが挙げられる。府務については山陽道相撲使を務めたほか、府生になった後は手結の取り次ぎを行っていることが見える。隨身関係としては頼通を本主としており、その筆策の腕を見込まれ、府生に推薦されることもあった。⁽⁵⁰⁾

儀式の中の活躍を見る限り、射術・馬術共に優れた技術を有しており、実際については見えないものの、奏楽の技術も持ち合わせていたと見られ、武芸と儀礼演出の両方での活躍を可能とする多芸多才な人物であったことがうかがえる。

・下毛野光武（No. 55）

初見は長和三年（一〇一四）五月十六日条で、近衛として競馬に出場し、右方の将曹大石奉吉に勝利している。同年十二月五日条では御馬乗に、また治安三年（一〇二三）の賀茂祭に際しては籠を務めるなど、光武が馬術に関してある程度の技術を有していたことがうかがえる。

寛仁元年（一〇一七）十月八日条では隨身を務めていた道長の求めにより府掌に補され、同年十二月十日条では番長に補されている。道長は出家を以て隨身を返上するが、その後も光武は道長のそばを離れることはなかったようで、「隨身と称し朝夕に召し仕う」といった様子であった。また道長の室である源倫子からの信頼も厚く、大宰相撲使に任じられた際には倫子からの口添えがあった。⁽⁵²⁾万寿四年に道長が死去する際にも道長邸に近侍していた。⁽⁵³⁾翌長元元年（一〇二五）には府生に補される

が、この際には頼通からの命が実資に伝えられており、道長・頼通との強力なつながりが見て取れる。⁽⁵⁴⁾

その一方で個人の性向としては必ずしも品行方正といったわけではなかったと見られる。番長時代の寛仁二年（一〇一八）四月二十一日条からは、播磨守藤原広業を罵辱したことが見え、また府生となった後の長元二年（一〇二九）閏二月二十五日条では実資に「恪勤に非ざる者」と評されている。この他、長元四年（一〇三一）八月五日条では、その年に務めていた相撲所の事に関して、定文の遅給により過状を提出している。なお頼通との隨身関係については確認できない。

・勝 良真（No. 60）

初見は長和二年（一〇一三）八月十二日条で、ここからは良真が冷泉院の隨身を務めていたことがわかる【史料十四】。これについては、三条天皇からも勅命で府生に補すことを求められているため、公卿側ではなく天皇家に近い存在であったことがうかがえる。府生昇任後は、相撲使の定文や手結などの他、府内の官人についての勘文を進める様子が見られる。この他、万寿二年（一〇二六）二月十八日条では皇太后宮史生として見え、第一章で挙げた神龜五年格での府生と史生が同等のものであるとする中衛府設置勅を想起させ、両者に互換性が存在したことが理解される。

府務に勤しむ一方で、武芸面での活躍は一切見ることができず、文官としての役割が大きい人物であったことがうかがえる。また隨身関係については冷泉院以外の本主の存在は見られなかった。

【史料十四】長和二年（一〇一三）八月十二日条

十二日、辛未、（中略）次命_下番長勝良真申_三府生_二事_上、是故冷泉院御隨身也。申_下只今無_二事_一者_一由_上。（中略）頭中將伝_二勅命_一云、故院隨身番長勝良真申_三府生_二、可_レ仰_三案内_一者。令_下奏可_レ放_三給_二請奏_一之由_上了。（後略）

・播磨貞安（No. 84）

初見は『御堂閔白記』寛仁元年（一〇一七）九月二十三日条で、この日石清水で行われた競馬に出場し、左の高向公方と争い勝利している。また、万寿元年（一〇二四）九月十九日条では、賀陽院で行われた競馬にも出場しており、左の秦武重と争っている。この時の勝敗は不明であり、実資は標勅使に尋ねている。あまり納得のいく判断ではなかったようであるが、貞安の「頸勝」とされた。隨身関係としては大宰相撲使としたい旨が道長から実資に伝えられているように最初は道長の隨身を務めており、治安元年（一〇二一）十月二十九日条で府掌から番長に補された際には頼通の隨身となっている。

馬術に秀で道長・頼通に近侍した貞安であったが、他方では下毛野光武と共に藤原広業を罵辱した⁵⁸ことや、法成寺の材木を運ぶ際に行き会った伊勢神宮幣使の従者を打った廉で獄に下されたこと、雑仕女を凌轢した罪で禁固されたことなど、事件に関わる姿も見え、⁵⁹個人の性向としては穏やかなものではなかったことがうかがえる。

・藤井尚貞（No. 90）

初見は寛仁三年（一〇一九）七月二十一日条で、府掌を務め相撲使として土佐国の相撲人を連れてきている。その後、万寿二年（一〇二五）三月十五日条で、府生奏を提出し、多重隆の替りとして府生に補された後、同二十三日には申慶を行っている。尚貞についての記述の中で特筆すべきは、相撲使を務めていることの多さである。初見記事のほかにも万寿四年（一〇二七）七月二十一日条・長元四年（一〇三一）七月二十二日条などに見える。そのいずれもが土佐や伊予など南海道のものであった。これに関しては長元四年（一〇三一）三月二十二日の記事が重要となると考えられる。

【史料十五】『小右記』長元四年（一〇三一）三月二十二日条

廿二日、己巳、（中略）相撲使明日可_レ定由、先日所_レ示、依_三其事_二所_レ来也。閔白隨身・賭射矢数者・陣恪勤者・府生尚貞、又院御隨身可_二差遣_一也。（後略）

これによれば実資は相撲使とするべき人物として「閔白隨身」「賭射矢数者」「陣恪勤者」「院御隨身」そして、「府生尚貞」を挙げている。尚貞が他に挙げられるものと同程度に評価され相撲使となったと考えられる。尚貞に関して技量面で評価される記事は見当たらなかったが、この条より少なからず尚貞が評価されるに値する働きをこなしている人物であったことが推測される。

・若倭部亮範 (No. 118)

初見は寛弘二年(一〇〇五)十一月十五日条で、深夜に内裏焼亡のことを実資に伝えに来ている。また実資の養子である資高の元服の際には、松明をもち周囲を照らす立明を務めており、実資隨身として随行したものと見られる。府務の中では府生としての活動が長く、大宰府相撲使を務めることもあった他、中將への取り次ぎなどを行っていた。⁽⁶¹⁾ 武芸面での活躍は見えず、彼もまた文官的な立場で府内に存在した者と考えられる。

以上、十一名について個々人の技術や働き、性向等について見ていき、昇任につながる技能や資質の具体的な内容について検討してきた。

まず、個人の性向や事件への関与が、長期的に見て昇任に影響を及ぼすものではないことは、光武や貞安の事例に明らかである。⁽⁶²⁾ そして、この十一名のうちで貞安・公武・光武・武晴・扶武・為武に関しては、いずれも評価されるに値するだけの武芸の才を持ち合わせており、このことが、昇任を叶える大きな一要素となっていたのではないかと考えられる。

その一方で、基武・尚貞・亮範・良真の四名はその働きから、どちらかといえば文官的性格の強い者と見られた。これらを踏まえると、近衛府内において昇任を重ねる官人には、武官的素質を多分に有する者と、文官的素質の方が強く表れる官人の両方の形態があったことが分かる。

このことから、撰関期の近衛府が儀礼演出機関としての役割を持ち、円滑な運営のために事務的な面で文官としての技術を有した官人た

ちが必要とされ多く働いていたことが分かると同時に、従来の武官としての技術を有した者も未だ多く存在し評価されていたことが分かる。すなわち、近衛府下級官人は撰関期にあって、単純に全官人から実質的な武官的性格が失われたのではなく、文官と武官とのそれぞれの性格を持った者により構成され、それぞれが自身の得意とする分野で活躍することで、府務が運営されていたと理解される。但し、多政資の事例からうかがえるように、そうした中には後の「家業」獲得につながる地位を築き始めている者がいる点には注意が必要である。

おわりに

本稿では、撰関期の左右近衛府下級官人について、『小右記』を中心に大きく三つの観点から検討を行ってきた。結論をまとめると以下のようになる。

まず彼らが任じられた下級官職については、一部に設置の時期が不明なものもあるが、その大半が奈良時代以来左右近衛府に元来から存在したものであった。府掌・案主の増置にはあるいは左右近衛府の職掌拡大の状況が反映されているものと考えられる。

撰関期の下級官人層は従来考えられてきたような一部の氏族による寡占的な様相を示すものではなく多様な氏族による構成をとっており、それぞれが存在感にも大きな差があるとは見られなかった。また、昇任の事由については全体の傾向を掴むまでには至らず様々な基準があったことを述べるに留まったが、一方では昇任の契機は個々人の活躍次第では誰にでもありえたとすることも可能であり、そうした点においても氏族

による差は未だ大きくなってはいなかったと見られる。

また、彼らの働きについては文官的な働きと武官的な働きとして大きく二分できることを述べた。中には二つの働きを両方こなせるような者もいたことも推測されるが、多くはいずれか片方にその関与が偏っていたものと見られ、帯する職の立場によっても関与のバランスは異なっていたと考えられる。

但し、この傾向に必ずしも当てはまらない者が存在することにも留意する必要がある、その代表として多氏の様相が挙げられる。彼らに関する記述には、府務に携わる姿も弓馬に秀でた姿も見いだせず、舞楽に携わる姿で見えることがほとんどであった⁽⁶⁴⁾。また昇任に際しても、他とは明らかに異なる事由となっている。彼らが「楽家」として確立されてくるのは、もう少し後のこととされているが、これらからは、すでにその兆候が示されていると見られる。後の時代の下級官人の中で氏族レベルでの勢力の優劣が生まれてくるのには、こうした「家業」を有するか否かが大きな意味を持つと見られる。撰関期においてそうした差異は未だ大きく見られないと考えられるが、正確には後の家業化につながるような現象が生まれだしていると思われるであろう。

以上から、撰関期の左右近衛府下級官人の様相は、基本的には多彩な顔触れの者たちがそれぞれの得意とする分野で働き評価されていたと見なすことができる。

その一方で、この傾向に当てはまらない者も存在し、彼らは後世に見られる專業化につながる形を示しはじめていた。これらからは、当該期の様相は全体としては多様性を有した形を示しながら、後の勢力伸長を

成し遂げる者とそうでない者の差異の前提となる状況が生じ始めた、過渡的な様相を示す極めて特殊なものであったと位置づけることができる。

註

- (1) 笹山晴生 a『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)、同 b『古代国家と軍隊』— 皇軍と私兵の系譜— (講談社学術文庫、二〇〇四年)
- (2) 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察—『小右記』を中心として」(『史学研究』一九九、一九九三年)、同「王朝国家期における近衛府大将の役割—『小右記』を中心として—」(『松江工業高等専門学校研究紀要』(人文・社会編)三六、二〇〇一年)、佐々木恵介「『小右記』にみる撰関期近衛府の府務運営」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三年)
- (3) 高橋昌明「武士の成立 武士像の創出」(東京大学出版会、一九九九年)、染井千佳「十世紀から十二世紀半ばにおける武官の追捕」(『お茶の水史学』五七、二〇一四年)、鈴木裕之「撰関期における左右近衛府の内裏夜行と宿直—夜間警備と貴族認識—」(『史学雑誌』一二五、二〇一六年)
- (4) 齋藤拓海「撰関期の近衛府府務運営と下級官人—右近衛年預將曹紀正方を中心に—」(『史人』三、広島大学大学院教育研究科下向井研究室、二〇一一年)、鈴木裕之「吉上について—平安中後期の衛府活動実態の一端—」(『日本古代学』五、二〇一三年)
- (5) 古藤新平「中衛府・近衛府官員制度の検討」(角田文衛先生傘寿記念会編『古代世界の諸相』、晃洋書房、一九九三年)
- (6) 『北山抄』巻八 大将儀 相撲召合
- (7) 長和二年七月二十七日、寛仁三年七月二十七日条、治安三年七月二十七日条、万寿四年七月二十六日条、長元四年七月二十九日条
- (8) 養老職員令 2 太政官条、同 3 中務省条

- (9) 延喜式部式上141官掌省掌等条、同142把笏条
- (10) 『類聚国史』一〇七彈正台 大同五年四月己卯条、(彈正台掌)、『日本後紀』弘仁六年三月丁酉条(東宮坊掌)、『類聚国史』一〇七左右京職 弘仁十年十一月己卯条(左右京職)
- (11) 『続日本後紀』承和二年十一月辛酉条
- (12) 『正倉院文書』正集15 天平十八年写経所解
- (13) 『小右記』治安三年八月十六日条(紀基武)、万寿四年四月二十一日・二十三日条(下毛野公安)
- (14) 延喜左右近衛式46番長条、同59大衣条
- (15) 『北山抄』卷八 大将儀 大臣大将
- (16) 和田栄松『官職要解』(講談社学術文庫、一九八三年)
- (17) 前掲注(2) 佐々木氏論文
- (18) 『花鳥余情』十 松風「今案、物節といふは、近衛とねりの中、東遊に達したるものを物節に補す。」
- (19) 『本朝世紀』天慶五年四月九日条
- (20) 「(前略) 差三小舎人并諸衛物節」、分三給東西飢饉疾疫」、(中略) 使雑色内舎人平佐忠、小舎人宇治善種、左衛門番長車持当用(後略)」
- (21) 『平安遺文』五四二、九条家本延喜式卷四裏文書「案主代泰則高解」(長元八年八月二十五日)
- (22) 前掲註(1) 笹山晴生 a
- (23) 下毛野公時はわずかひと月で府掌から番長へ昇任している。
- (24) 養老職員令2太政官条
- (25) 『御堂関白記』寛仁元年八月廿四日条
- (26) 笹山晴生「左右近衛官人・舎人補任表 ー下級官人・舎人 その(一)ー」
- (27) 『東京大学教養学部人文学科紀要』六十一、一九七五年、同「左右近衛官人・舎人補任表 ー下級官人・舎人 その(二)ー」(『東京大学教養学部人文学科紀要』六十六、一九七八年)
- (28) 万寿二年十一月二十七日条
- (29) 長和二年五月四日条
- (30) 寛仁元年十月八日条
- (31) 治安元年十月二十九日条

- (32) 寛仁三年二月十九日条
- (33) 万寿四年四月二十一・二十三日条
- (34) 長元元年八月二十三日・九月九日条
- (35) 治安三年十二月五日条
- (36) 長元五年十二月三日条
- (37) 治安三年十二月五日条
- (38) 万寿二年三月十五日条、万寿四年四月十九日・二十一日条
- (39) 長和二年八月十二日条
- (40) 長元元年七月十日条
- (41) 長和三年七月十日条
- (42) 長和三年十二月二日条、寛仁三年二月十一日条
- (43) 長元三年十月一日条
- (44) 名の表記に関して「元武」「基武」の二通りがあるが本稿では同一人物とする。
- (45) 長和三年四月十五日条
- (46) 寛仁三年十月十四日条
- (47) 寛仁二年四月二十四日条
- (48) 寛仁三年正月十九日条
- (49) 万寿四年七月十九日条他
- (50) 治安元年十月二十四日条
- (51) 寛仁三年七月二十一日条
- (52) 万寿四年正月十一日条
- (53) 万寿二年十一月十六日条 なお本条は「公氏」の名で見えるが他に見えないため「公武」とする。
- (54) 万寿元年四月十七日条
- (55) 万寿二年二月十一日条
- (56) 万寿四年十二月三日条
- (57) 長元元年七月十日条
- (58) 寛仁二年四月二十七日条ほか
- (59) 万寿元年二月七日条
- (60) 寛仁三年二月二十六日条
- (61) 寛仁二年四月二十一日条

- (59) 長元二年九月二十六日条、長元五年六月二十二日条
(60) 長和二年正月二十六日条
(61) 長和二年七月二十五日条ほか
(62) 長和二年七月二十九日条ほか
(63) 短期的なものとしては、下毛野公奉が昇進のための申文を出していたところ、行幸に不参だったために過状を提出することとなり申文が棄却された事例が見える。(長和二年九月二十八日条)
(64) 多政資の父政方は『小右記』中に十五件の登場記事が見られるが、うち十件が舞の公演に関するものである。
(65) 荻美津夫『平安朝音楽制度史』(吉川弘文館、一九九四年)

付記

本稿は平成二十九年一月十三日提出の卒業論文の第三章を中心に改稿したものである。

本稿脱稿後に西山史朗「近衛府下級官人補任稿(1)」(『佛敎大学大学院紀要』〈文学研究科編〉四十六、二〇一八年)に触れた。本稿と関係するところが多いが、本稿に取り入れることができなかった。併せてご参照されたい。